

資料

1 関係法令

(1) 子ども・子育て支援法（関係部分抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(4) 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第 17 条第 2 項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第 4 項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 次世代育成支援対策推進法（関係部分抜粋）

（市町村行動計画）

- 第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね 1 年に 1 回、市町村行動計画に

基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(3) 子ども・若者育成支援推進法（関係部分抜粋）

（都道府県子ども・若者計画等）

- 第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(4) 三条市こども未来委員会条例

（設置）

- 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三条市こども未来委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第2条 委員会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じて本市の子ども及び若者の育成支援に関する事項について調査審議する。

（組織）

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募により選任された者

（委員の任期）

- 第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、

再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に委嘱する委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

2 第2期すまいる子ども・若者プラン策定の経過

開催日等	内 容
平成31年1月18日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
令和元年7月23日	第2回こども未来委員会
令和元年12月18日	第3回こども未来委員会
令和2年1月15日	パブリックコメントの実施

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

・対象者及び対象者数

就 学 前 児 童：0歳～5歳の就学前の子どもの保護者 1,200人

小 学 生：小学校1年生～6年生の子どもの保護者 1,200人

中 学 生：中学校1年生～3年生の子どもの保護者 600人

17 歳・25 歳：平成 30 年度に 17 歳、25 歳になる方 400 人

・調査期間

平成 31 年 1 月 18 日～1 月 31 日

・回収結果

就学前児童 664 人（回収率 55.3%）

小学生 668 人（回収率 55.7%）

中学生 343 人（回収率 57.2%）

17 歳・25 歳 169 人（回収率 42.3%）

合 計 1,844 人（回収率 54.2%）

(2) パブリックコメントの実施

・実施時期 令和 2 年 1 月 15 日～令和 2 年 1 月 31 日

・応募件数 0 件

3 三条市子ども未来委員会委員名簿

区 分		氏 名	推薦団体等
1 号	学識経験を有する者	◎ 真壁あさみ	新潟青陵大学
2 号	関係団体等が推薦する者	○ 佐藤 栄	三条市民生委員児童委員協議会
		鈴木幸太郎	三条商工会議所
		大竹せつ子	三条市私立保育園連盟連絡協議会
		桑原 良彰	三条市私立幼稚園連盟
		近藤由紀子	三条市小学校長会
		土田 栄林	三条市中学校長会
		近藤 美雪	特定非営利活動法人三条おやこ劇場
		堀 善一	三条市青少年育成市民会議
3 号	子どもの保護者	西澤 明奈	三条市私立保育園連盟連絡協議会
		小林亜衣子	三条市私立幼稚園連盟
		外山 敏子	三条市 P T A 連合会
4 号	公募により選任された者	小嶋嘉代子	一般公募
		本間絵里香	一般公募
計		14 名	

(注) ◎：委員長 ○：副委員長

※令和 2 年 3 月現在